

監事監査報告書

令和2年5月18日

学校法人花園学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人花園学園

監事 若山 昌子 印

監事 人見 智裕 印

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人花園学園寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人花園学園の平成31年度及び令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した。

私たちは監査を実施するにあたり「学校法人花園学園 監事監査規程」に準拠した。「学校法人花園学園 監事監査規程」は、監査において、内部統制の状況及びその有効性に留意し、本学校法人の財産及び理事の業務の執行について適正かつ効率的な運営が行われているかについて判断を行うとともに、重大な不正等の事実がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。私たちの監査は常務理事会、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人（公認会計士毛利隆志）、内部監査人と連携し計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人花園学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書（活動区分資金収支計算書を含む）、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細書、借入金明細書及び基本金明細書を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関する不正の行為、または、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。